

新旧対照表

改正前	改正後
～ は じ め に ～ 障害者自立支援法の施行に伴い、障がいのある方の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられるとともに、市町村が地域の実情に即して実施するものとされたところです。 札幌市といたしましては、この移動支援事業について、障がいのある方が地域生活を営み、外出機会の拡大を図るうえで、大変重要な事業であると考え、これまで事業内容の充実や制度周知に努めてきたところであります。 その一環として、昨年から、移動支援事業の疑問点等を整理し、必要な検討を行うために、意見交換会を開催させていただき、このなかで、サービスを利用する方々、サービスを提供する事業者の方々からさまざまなご指摘をいただきました。 寄せられた多くのご質問・ご指摘等を集約し、わかりやすい形に編集したものがこのガイドラインです。 ガイドラインの前半は制度内容についての説明とし、後半はQ＆A形式として代表的な質問を掲載しております。 このガイドラインが、移動支援サービスを提供される事業者の方々はもとより、現場でガイドヘルプにかかわる方々に広くご活用いただき、円滑な事業運営に資することができれば幸いです。	～ は じ め に ～ 障害者自立支援法の施行に伴い、障がいのある方の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられるとともに、市町村が地域の実情に即して実施するものとされたところです。 札幌市といたしましては、この移動支援事業について、障がいのある方が地域生活を営み、外出機会の拡大を図るうえで、大変重要な事業であると考え、これまで事業内容の充実や制度周知に努めてきたところであります。 その一環として、移動支援事業の疑問点等を整理し、寄せられた多くのご質問・ご指摘等を集約し、わかりやすい形に編集したものがこのガイドラインです。 ガイドラインの前半は制度内容についての説明とし、後半はQ＆A形式として代表的な質問を掲載しております。 このガイドラインが、移動支援サービスを提供される事業者の方々はもとより、現場でガイドヘルプにかかわる方々に広くご活用いただき、円滑な事業運営に資することができれば幸いです。

改正前	改正後																		
4 外出の範囲 (2) 対象とならない外出の範囲 次に掲げる外出については、札幌市における移動支援事業の対象とはなりません。 <table><tr><th>事 由</th><th>外出先の例</th></tr><tr><td>経済的活動に係る外出</td><td>通勤、営業活動等</td></tr><tr><td>通年かつ長期にわたる外出</td><td>通学、通所、通園、学童保育への送迎</td></tr><tr><td rowspan="2">本制度を利用することが適当ではない外出</td><td>布教活動、選挙運動等の政治活動</td></tr><tr><td>ギャンブル、公序良俗に反する外出</td></tr></table>	事 由	外出先の例	経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等	通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎	本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動	ギャンブル、公序良俗に反する外出	4 外出の範囲 (2) 対象とならない外出の範囲 次に掲げる外出については、札幌市における移動支援事業の対象とはなりません。 <table><tr><th>事 由</th><th>外出先の例</th></tr><tr><td>経済的活動に係る外出</td><td>通勤、営業活動等</td></tr><tr><td>通年かつ長期にわたる外出</td><td>通学、通所、通園、学童保育への送迎</td></tr><tr><td rowspan="2">本制度を利用することが適当ではない外出</td><td>布教活動</td></tr><tr><td>ギャンブル、公序良俗に反する外出</td></tr></table>	事 由	外出先の例	経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等	通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎	本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動	ギャンブル、公序良俗に反する外出
事 由	外出先の例																		
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等																		
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎																		
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動																		
	ギャンブル、公序良俗に反する外出																		
事 由	外出先の例																		
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等																		
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎																		
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動																		
	ギャンブル、公序良俗に反する外出																		

改正前	改正後
9 移動支援に関するQ & A Q22 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの 通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはありますか。 A 『通年かつ長期にわたる外出』とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象から除いております。 したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）を制限するものではありません。	9 移動支援に関するQ & A Q22 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの 通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはありますか。 A 『通年かつ長期にわたる外出』とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象から除いております。 したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（習い事やサークル活動など）を制限するものではありません。